

地方独立行政法人栃木県立がんセンターリサーチパーク利用約款

(約款の適用)

第1条 この約款は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下、「センター」という。）リサーチパークの利用にあたって、リサーチパークを利用する法人等とセンターとの間の一切の關係に適用する。

(定義)

第2条 本約款において使用する用語をそれぞれ次のとおり定義する。

- (1)「理事長」とは、センター理事長のことをいう。
- (2)「約款」とは、センターリサーチパーク利用約款のことをいう。
- (3)「利用者」とは、センターの利用許可を受けてリサーチパークを利用する法人等のことをいう。
- (4)「研究等」とは、利用者がリサーチパークにおいて行う研究開発や活動のことをいう。
- (5)「従事者」とは、リサーチパークにおいて、常駐若しくは常駐に近い状態で、研究等を行う自然人のことをいう。
- (6)「責任者」とは、研究等を代表し、利用申請や従事者の管理監督など、利用に関する一切の責任を負う者をいう。
- (7)「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(利用目的)

第3条 リサーチパークは、センターの医師等との共同研究や施設利用等のため、研究室スペースを提供（賃貸）し、がん等に関する研究や成果物の社会実装等を推進することを目的とする。

(利用申請)

第4条 リサーチパークを利用しようとする法人等は、センター固定資産貸付規程（以下、「貸付規程」という。）第5条第1項に定める資産借受申請書（様式第1号）及び、別表1に掲げる参考書類（以下、「申請書等」という。）をセンターに提出するものとする。

(審査及び利用許可)

- 第5条 センターは、責任者から申請書等が提出された場合は、研究等の内容やセンターとの關係性を審査し、速やかに利用許可若しくは不許可を決定する。
- 2 センターは、前項の審査の結果、利用を許可する場合は、利用許可書を責任者に交付するものとし、利用者によるリサーチパークの利用は、同許可書に記載された利用開始日から開始する。ただし、利用許可書のみでなく、別途賃貸借契約書が必要と認める場合は契約締結するものとする。
 - 3 第1項の審査の結果、利用の不許可を決定した場合、センターは、その理由を付して、責任者へ文書で通知するものとする。

(利用期間)

第6条 利用の許可は原則として1年単位で、最長5年とする。

- 2 利用者が、利用期間終了以降もリサーチパークの継続利用を希望する場合は、第4条の申請書等を利用期間終了の60日前までに理事長に提出しなければならない。この場合における審査等は、前条の規定を準用する。
- 3 利用者が、6年目以降も研究室の利用を希望する場合は、利用期間終了の90日前までに申し出を行い、理事長がリサーチパークの利用目的に照らして、適当であると判断する場合は、再度、利用申請ができることとする。この場合の審査等は、前条の規定を準用する。
- 4 第1項から前項までの規定に関わらず、諸設備の故障などにより研究室が使用不能となった場合は、利用期間は当該日までとする。

(利用時間)

第7条 センターが、リサーチパークの管理運営上支障がないと認めるときは、センターの休診日や診療時間外でも、責任者及び従事者はリサーチパークを利用することができる。

(届出義務)

- 第8条 利用者は、責任者や従事者、法人等の住所の変更があったときは、速やかにその旨を文書でセンターに届け出なければならない。
- 2 研究等の内容に大幅な変更を行おうとするときは、あらかじめセンターに変更予定内容を記載した別表1の参考書類を提出し、センターの確認を得るものとする。

(利用料金)

- 第9条 利用者は別に定める利用料金を負担しなければならない。
- 2 共益費及び光熱水費は前項の利用者が負担する利用料金に含まれる。

(利用料金の改定)

第10条 前条で定める利用料金は、利用期間中は原則として変更しない。ただし、大規模改修等による建物の価値の上昇、その他経済事情の変動などがあった場合、利用料金が改定されることがある。

(利用料金等の支払い)

- 第11条 第9条第1項で規定する利用料金は、センターが発行する請求書に基づき、センターが定める期日までに、指定の銀行口座に振り込みで支払わなければならない。ただし、支払期日については、特別な事情があり、理事長が特に必要であると認める場合はこの限りではない。
- なお、振込手数料は利用者の負担とする。

(遅延損害金)

第12条 利用者は、利用料金の全部又は一部の支払を遅延した場合、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合と「延滞金特例基準割合（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の2第1項に規定する割合）に年7.3パーセントを加算した割合（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合）」を比較し、いずれか低い割合を乗じて計算した金額に相

当する延滞金額を加算した額を、遅延損害金としてセンターに支払わなければならない。

なお、延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる額に千円未満の端数があるとき、又は計算の基礎となる額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。また、延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(リサーチパーク内研究室の管理)

第13条 利用者は、利用する研究室について、善良な管理者の注意義務をもって使用し管理しなければならない。

2 研究室内の造作、間仕切り、内装の模様替え等（以下「模様替等」という。）を行うときは、模様替等の仕様、図面及びその理由を付した書類を提出し、あらかじめ理事長の承諾を得なければならない。

3 前項の工事費は、すべて利用者の負担とし、実施についてはセンターの指示に従い施工するものとする。

4 利用者の模様替等によりリサーチパーク若しくはリサーチパーク以外のセンターの建物や設備に損傷を与え、あるいは、これらの機能に損害を与えた場合は、利用者の経費負担によりセンターが修理する。

(損害賠償)

第14条 利用者又はその関係者は、故意又は過失により、リサーチパークの利用に伴ってセンター又は第三者に損害を与えた場合、利用者は、センター又は第三者の被った損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第15条 センターは、天災又はセンターの責に帰さない火災、盗難若しくは諸設備の故障などによる利用者の損害（研究室の使用不能を含む。）については、その責を負わない。

2 天災地変又は事変その他のセンター、利用者双方の責に帰さない事由又は、諸設備の故障等により、研究室の利用ができなくなったときは、相互に賠償の責に任じないものとする。この場合において、利用者は、第19条の規定により、研究室を明け渡さなければならない。

3 センターは、第17条の規定により利用許可を取り消した場合において、利用者に損害があっても、その賠償義務を負わない。

4 センターは、第21条の規定により本約款を変更した場合において、利用者に損害があっても、その賠償義務を負わない。

(禁止事項)

第16条 リサーチパークの利用に際して、利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) 貸付規程及び本約款に違反する行為

(2) 研究室の一部または全部を転貸し、又は第三者に使用させること

(3) センターに登録している、責任者及び従事者以外の者に研究室を利用させること

(4) 責任者及び従事者にセンターが個別交付した研究室入退室用の鍵を第三者に譲渡、貸与すること

- (5) リサーチパーク内に居住し、又はさせること
- (6) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為
- (7) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為
- (8) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為
- (9) その他理事長が研究室利用者として相応しくないと判断する行為

(利用許可の取り消し)

第17条 センターは、利用者において、破産、民事再生、特別清算、会社更生・解散等の手続き開始の申し立てがあった場合、又は清算に入った場合には、利用者に通知、催告することなく、直ちに利用許可を取り消すことができる。

2 利用者が次の各号の事由に該当する場合には、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める申請書等に虚偽の事項を記載したと判明したとき
- (2) 第9条に定める利用料金の支払いを怠ったとき
- (3) 第16条に定める禁止行為があったとき

(利用の停止)

第18条 利用者が自己の都合で、利用期間の途中で研究室の利用を停止しようとする場合は、3ヶ月前までに、センターに文書で通知するものとする。ただし、利用者は、予告に代えて、利用料の3ヶ月相当額をセンターに払い込むことで、即時、利用を停止することができる。

2 第21条の規定によりセンターが本約款を変更することが原因で、利用者が研究室の利用を停止しようとする場合は、前項の規定に関わらず、利用者は変更後の約款が施行されるまでに、センターに文書で通知することにより、研究室の利用を停止することができる。

(明渡し、原状回復)

第19条 利用者は、許可を受けた利用期間の末日までに、利用開始前の状態に原状の回復を行い、リサーチパーク内の研究室を明け渡さなければならない。

2 第15条第2項の規定により研究室の利用ができなくなった場合、又は、第17条の規定により利用許可を取り消された場合、若しくは、前条の規定により利用を停止する場合、センターが別途定める合理的な期間内に原状回復を行い、研究室を明け渡すものとする。

3 前2項の原状回復にあたって、第13条に定める造作や利用者所有の物品については、前2項で定める期間内に利用者の費用によって収去しなければならない。

4 第1項、第2項で定める期間内に利用者が収去しないときは、センターにおいて適宜処分できるものとし、利用者はこれに異議を申し立てることはできない。処分に要する費用は利用者の負担とする。

5 利用者は、明渡しに際し、利用者が投じた設備が現存している場合でも、センターへの償還、その他一切の請求ができず、その買取請求権も有しないものとする。

(研究室への立ち入り)

第20条 センターは、検査その他必要がある場合には、利用者の研究室内に立ち入ることができる。

この場合、センターはあらかじめその旨を利用者に通知するとともに、立入の際、利用者の研究等の妨げにならないよう留意しなければならない。ただし、研究室の保全・衛生・防犯・

防火・救護など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

(約款の変更)

第21条 センターは、本約款を変更することがある。変更する場合は、変更予定日の30日前までに責任者に通知する。

2 前項により約款を変更した場合、第5条第2項の契約書に記述される約定には、変更後の約款が適用されるものとする。

(個人情報等の保護)

第22条 センターは、利用者の個人情報を「センター個人情報の保護に関する法律施行規則」に基づき、適切に取り扱うものとする。

(準拠法)

第23条 本約款は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第24条 本約款に関する訴訟については、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の解明)

第25条 本約款の各条項に疑義が生じたとき、又はこの約款に定めのない事項については、センター及び利用者は誠意をもって協議のうえ、誠実公平に解決する。

附 則

この約款は、2025年7月14日から施行する。

別表 1 参考書類（第 4 条関係）

入居参考資料
法人等概要書（様式第 1 号）
研究等の概要（様式第 2 号）（秘密事項の記載は不要）
従事者全員のリスト（様式第 3 号）
最新の決算書（企業のみ）
会社（機関）案内等